

令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務

2 本書の目的

本書は、「令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5 事業規模(契約限度額)

総額 23,600,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限とする。

上記の金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものではないこと。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている者であること(申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること)。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が

認められる者でないこと。

7 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

8 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

9 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

10 評価についての申し立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

11 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何ら

かの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

12 企画提案を求める事項

以下の項目を盛り込み、別紙仕様書に記載の内容を満たす提案をすること。

- (1) 基本的認識に関すること
(2) 業務遂行能力に関すること

本業務全体の打ち合わせや内容等も含めたスケジュール及び業務の実施に必要な経費の総額、内訳を明らかにした見積を示すこと。また、業務の組織体制及び類似業務の実績を示すこと。

- (3) 別添「仕様書」の業務内容に関すること

ア 仕様書5(1)に関する提案

各媒体のデザインイメージを示すこと。

イ 仕様書5(2)に関する提案

広報及び費用対効果の高い周知・広報について、具体的な媒体・手法、実施期間等を提案すること。

13 契約候補者の選定方法

- (1) 審査

令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。企画提案者が5者以上となった場合、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位4者までの企画提案を選定する。

- (2) 評価基準

下表のとおり。

- (3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

- (4) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

- (5) 参加者が1者であった場合

最低基準点(満点の6割)を超えた場合に限り契約候補者として選定する。

【評価項目及び評価基準】

評価基準点は「5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや不十分 1点：不十分」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

評価項目	評価の視点	係数	評価点	
1 基本的認識【10点】				
①背景・目的の理解	・本業務の背景を踏まえ、業務内容及び目的を十分理解し、具体的な提案がされているか。	2	10点	
2 業務遂行能力【15点】				
①組織体制	・業務の効果的な遂行にあたり、適切な人材の登用と十分な人員配置が予定されているか。	1	5点	
②業務スケジュール	・業務実施スケジュールについて、実現可能かつ円滑に遂行できる提案がされているか。	1	5点	
③類似業務の実績	・業務の実行力を示す類似業務の実績及びノウハウを有しているか。	1	5点	
3 企画提案内容【75点】				
①広報印刷物、ホームページ用バナー	・宿泊税制度の概要が分かりやすく伝わる提案(デザイン等)となっているか。	3	15点	
	・多言語対応が考慮された提案(デザイン等)となっているか。	2	10点	
②広報媒体等を活用した周知・広報	・提案事業者のノウハウや知識・経験等を踏まえ、エビデンスに基づく広報効果、費用対効果の高い媒体・手法、適切な実施期間などが提案されているか。	市内向け	2	10点
		国内（札幌市外）向け	3	15点
		国外向け	3	15点
③北海道における宿泊税制度周知内容を踏まえた検討	・「北海道宿泊税制度周知事業委託業務」の実施内容(広報実施場所等)を踏まえた効果的・効率的な提案がされているか。	2	10点	

14 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

①	質問書	様式1
②	参加意向申出書	様式2
③	企画提案書提出書	様式3
④	企画提案者概要	様式4

(2) スケジュール

①	告示／4月10日(木)
	・札幌市HPにて、告示文、本提案説明書、仕様書、各種様式を公表するため、各種様式をダウンロードのうえ使用すること。
②	質問の受付／4月16日(水)12:00まで
	・質問書(様式1)に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。 ・提出方法は、電子メールとし、電話や窓口での質問は受け付けない(送信先は後記17に記載)。 ・電子メールのタイトルは「令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務 質問書」

	(事業者名)」とする。 ・質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する(質問を行った事業者名等は公開しない)。 ・受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。
③	参加意向申出書の受付／4月23日(水)17:00まで
	・企画提案への参加を希望する事業者は、後記15(1)の「参加意向申出書(様式2)」を提出すること。 ・提出方法は、電子データをメールにて送付(締切日必着)又は持参(土・日・祝日を除く9:00～17:00)とする(送付先は後記17に記載)。 ・参加資格審査結果は個別に通知する。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
④	企画提案の受付／5月2日(金)17:00まで
	・後記15(1)の「企画提案書提出書(様式3)」「企画提案者概要(様式4)」「企画提案書(様式任意)」「見積書(様式任意)」を全て提出すること。なお、企画提案書については、後記15(2)の留意事項を確認の上、作成すること。 ・提出方法は、電子データをメールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付(締切日必着)又は持参(土・日・祝日を除く9:00～17:00)とする(送付先は後記17に記載)。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
⑤	書類審査の実施／ 5月9日(金)を予定
	・企画提案者が5者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案者の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位4者までの企画提案を選定し、令和7年5月14日(水)までに企画提案提出者に通知するものとする。
⑥	プレゼンテーション審査の実施／5月20日(火)を予定
	・企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。 ・開始時間や場所は、別途期日前に企画提案書を提出した事業者に連絡する。 ・審査は、1企画提案あたり、30分間(企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分)を想定し、札幌市の指定した時刻から、順次個別に行うものとする。 ・出席者は1提案者あたり3名以内とし、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。 ・プレゼンテーション当日は、本市が所有するモニターの使用は認めるが、モニター及びHDMIケーブル以外の備品については企画提案者が全て持参すること。また、追加の資料配布は認めないものとする。 ・プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
⑦	審査結果通知／ プレゼンテーション審査実施後
	・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。 ・審査の過程については公表しない。 ・審査結果に対する質問は通知日から起算して10日間までの期間に受け付ける。連絡方法は電子メール又はFAX又は電話(土・日・祝日を除く9:00～17:00)とする。回答は質問者に対して個別に行う。
⑧	契約手続き／ 5月下旬予定
	・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。 ・選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する、ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。

15 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

【全ての事業者が提出する書類】

提出書類	部数	提出期限
参加意向申出書(様式2)	1部	4月23日(水) 17:00まで
企画提案書提出書(様式3)	1部	5月2日(金) 17:00まで
企画提案者概要(様式4)	9部	
企画提案書(様式任意)	9部	
見積書(様式任意)	9部	

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア 企画提案書はA4判(縦・横不問)、片面印刷で20ページ以内(表紙及び目次を除く。)とすること。

イ 表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

ウ 見積書については、積算根拠が分かるように記載すること。

なお、当該見積額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

エ 提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。
また、特別な製本も行わないこと。

16 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない(軽微な修正は除く)。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする(複製の作成など)。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るものの以外の用途に使用してはならない。
- (10) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

17 企画提案書等提出・問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(市役所本庁舎2階北側)

札幌市財政局税政部市民税課法定外税担当係 担当:高木、國井

電話:011-211-2272 FAX:011-218-5149

E-mail:zeisei.syozei@city.sapporo.jp